

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
を公布する。

令和8年6月12日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第26号

杉並区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する
条例

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条—第9条）

第3節 設備に関する基準（第10条・第11条）

第4節 運営に関する基準（第12条—第59条）

第5節 共生型児童発達支援に関する基準（第60条—第63条）

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準（第64条—第70条）

第3章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針（第71条）

第2節 人員に関する基準（第72条・第73条）

第3節 設備に関する基準（第74条）

第4節 運営に関する基準（第75条—第77条）

第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準（第78条）

第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準（第79条—第82条）

第4章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針（第83条）

第2節 人員に関する基準（第84条・第85条）

第3節 設備に関する基準（第86条）

第4節 運営に関する基準（第87条—第90条）

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針（第91条）

第2節 人員に関する基準（第92条・第93条）

第3節 設備に関する基準（第94条）

第4節 運営に関する基準（第95条）

第6章 多機能型事業所に関する特例（第96条—第98条）

第7章 雑則（第99条・第100条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の4第1項第2号、第21条の5の17第1項各号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定に基づき指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準を定めるとともに、法第21条の5の15第3項第1号の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 指定通所支援費用基準額 法第21条の5の3第2項第1号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により算出した額をいう。
- （2） 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療につき法第21条の5の29第2項に規定する健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合

計額をいう。

(3) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定により通所給付決定保護者に代わり区市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又は法第21条の5の29第3項の規定により通所給付決定保護者に代わり区市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者が受けることをいう。

(4) 共生型通所支援 法第21条の5の17第1項の申請に係る法第21条の5の3第1項の指定を受けた者による指定通所支援をいう。

(5) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第71条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第83条に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第91条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに東京都指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第155号。以下「都指定障害福祉サービス等基準条例」という。）第77条に規定する指定生活介護の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第140条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第150条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第160条に規定する指定就労移行支援の事業、都指定障害福祉サービス等基準条例第171条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び都指定障害福祉サービス等基準条例第184条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（都指定障害福祉サービス等基準条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

2 前項に掲げるもののほか、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

（指定障害児通所支援事業者の一般原則）

第3条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「通所支援計画」と

いう。)を作成し、当該通所支援計画に基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、当該指定通所支援の効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

- 2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児の立場に立って指定通所支援の提供に努めなければならない。
- 3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- 4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者が行う指定通所支援を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

（法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者）

第4条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所により行われる児童発達支援に係る指定の申請については、この限りでない。

第2章 児童発達支援

第1節 基本方針

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の配置の基準)

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員（杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和8年杉並区条例第30号）第59条第1項第1号の児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

(2) 児童発達支援管理責任者（杉並区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第68条第1項第6号の児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。） 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員（日常生活を営むために必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引^{かくたん}その他ことも家庭庁長官が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年

法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。以下同じ。)を行う場合

(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。以下同じ。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。以下同じ。)を行う場合

3 前項の規定により、機能訓練担当職員又は看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たるときは、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。

(1) 嘱託医 1人以上

(2) 看護職員 1人以上

(3) 児童指導員又は保育士 1人以上

(4) 機能訓練担当職員 1人以上

(5) 児童発達支援管理責任者 1人以上

5 第1項第1号及び前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
- 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等（杉並区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年杉並区条例第27号）第3条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）若しくは規則で定める施設に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

- (1) 嘱託医 1人以上
 - (2) 児童指導員及び保育士 指定児童発達支援の単位ごとに、おおむね障害児の数を4で除して得た数以上。この場合において、児童指導員及び保育士は、それぞれ1人以上とする。
 - (3) 栄養士又は管理栄養士 1人以上
 - (4) 調理員 1人以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社

会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
 - (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。
 - 4 第2項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。
 - 5 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号の児童指導員及び保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。
 - 6 第1項第2号及び次項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
 - 7 第1項（第1号を除く。）、第2項及び第4項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士又は管理栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させる

ことができる。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

9 前2項の規定にかかわらず、保育所、家庭的保育事業所等若しくは規則で定める施設に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援事業所を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 管理者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の管理に係る職務に従事する者でなければならない。ただし、当該指定児童発達支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第9条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所のうち主たる事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所の従業者及び従たる事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。）

は、発達支援室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童

発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所及び静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 第1項に規定する設備は、規則で定める基準を満たさなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、第2項に掲げる設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設又はこれに類する施設として規則で定めるものの設備と兼ねることができる。

第4節 運営に関する基準

（管理者の責務）

第12条 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 管理者は、児童発達支援管理責任者に指定児童発達支援に係る通所支援計画（以下「児童発達支援計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

3 管理者は、当該指定児童発達支援事業所の従業者にこの章の規定を遵守させる

ために必要な指揮命令を行わなければならない。

(児童発達支援管理責任者の責務)

第13条 児童発達支援管理責任者は、次項から第8項までに規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 第35条の規定による相談及び援助を行うこと。

(2) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

2 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、当該障害児について、有する能力、置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該通所給付決定保護者及び障害児の希望する生活、課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行うとともに、当該障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう当該障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、当該通所給付決定保護者及び障害児に面接を行わなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を当該通所給付決定保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、当該通所給付決定保護者及び障害児の生活に対する意向並びに当該障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、第32条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点を踏まえた指定児童発達支援の具体的な内容、指定児童発達支援の提供上の留意事項その他必要な事項を記載した児童発達支援計画の原案を作成しなければならない。この場合において、障害児の家族に対する援助及び当該指定児童発達支援事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携を当該児童発達支援計画の原案に含めるよう努めなければならない。

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障

害児に対する指定児童発達支援の提供に係る当該児童発達支援管理責任者以外の担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるとともに、当該通所給付決定保護者及び障害児に対し、当該児童発達支援計画について説明し、文書により当該通所給付決定保護者及び必要に応じ障害児の同意を得なければならない。この場合において、当該会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

- 6 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画を作成した際には、当該児童発達支援計画を通所給付決定保護者及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者に交付しなければならない。
- 7 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成後、当該児童発達支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じ変更を行わなければならない。
- 8 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、通所給付決定保護者との連絡を継続的に行うとともに、特段の事情のない限り、定期的に当該通所給付決定保護者及び障害児に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録しなければならない。
- 9 第2項から第6項までの規定は、第7項に規定する児童発達支援計画の変更について準用する。
- 10 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

（運営規程）

第14条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程（第18条第1項及び第45条第1項において「運営規程」という。）を定めておかななければならない。

- （1）事業の目的及び運営の方針
- （2）従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
 - (4) 利用定員
 - (5) 指定児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
 - (6) 通常の事業の実施地域（当該指定児童発達支援事業所が通常時に指定児童発達支援を提供する地域をいう。第22条及び第53条第2項において同じ。）
 - (7) 指定児童発達支援の利用に当たっての留意事項
 - (8) 緊急時等における対応方法
 - (9) 非常災害対策
 - (10) 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
 - (11) 虐待の防止のための措置に関する事項
 - (12) その他事業の運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)

第15条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、適切な指定児童発達支援を提供することができるよう、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の従業員によって指定児童発達支援を提供しなければならない。ただし、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定児童発達支援事業者は、従業員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に行い、及び非常時の体制で早期

の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（利用定員）

第17条 指定児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

（内容及び手続の説明及び同意）

第18条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者が指定児童発達支援の利用の申込みを行ったときは、当該利用の申込みを行った通所給付決定保護者（以下「利用申込者」という。）に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定児童発達支援の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第77条の規定により書面の交付等を行う場合は、利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

（契約支給量の報告等）

第19条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該指定児童発達支援の内容、通所給付決定保護者に提供することを契約した指定児童発達支援の量（以下この条において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この条において「通所受給者証記載事項」という。）を通所給付決定保護者の通所受給者証に記載しなければならない。

- 2 契約支給量の総量は、当該通所給付決定保護者の支給量を超えてはならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用に係る契約を締結したときは、通所受給者証記載事項その他の必要な事項を区市町村に遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、通所受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。
(提供拒否の禁止)

第20条 指定児童発達支援事業者は、正当な理由がなく、指定児童発達支援の提供を拒んではない。

(連絡調整に対する協力)

第21条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について区市町村又は障害児相談支援事業を行う者（以下「障害児相談支援事業者」という。）が行う連絡調整に協力するよう努めなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第22条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に係る障害児に対し自ら適切な指定児童発達支援を提供することが困難であると認める場合は、適当な他の指定児童発達支援事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第23条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の開始に際し、通所給付決定保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、通所給付決定を受けた指定通所支援の種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確認しなければならない。

(障害児通所給付費の支給の申請に係る援助)

第24条 指定児童発達支援事業者は、障害児通所給付費の支給の申請をしていないことにより通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給の申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第25条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービス

の利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害児通所支援事業者等との連携等)

第26条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供の終了に際しては、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、都道府県、区市町村、障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第27条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を提供した際は、当該指定児童発達支援の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定による記録に際し、通所給付決定保護者から指定児童発達支援を提供したことについて確認を受けなければならない。

(通所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第28条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定保護者に対して金銭の支払を求めることができる。ただし、当該金銭の使途が通所給付決定に係る障害児の便益を直接向上させるものであり、かつ、支払を求めることが適当である場合に限るものとする。

2 前項の規定により通所給付決定保護者に金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、当該通所給付決定保護者に対し説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。ただし、次条第1項から第3項までに規定する支払については、この限りでない。

(通所利用者負担額の受領)

第29条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の支払を受けるものとする。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

3 指定児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定児童発達支援において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(通所利用者負担額に係る管理)

第30条 指定児童発達支援事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該指定児童発達支援事業者が提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額（以下この条において「通所利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援及び他の指定通所支援の状況を確認

の上、通所利用者負担額合計額を区市町村に報告するとともに、当該通所給付決定保護者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者に通知しなければならない。

(障害児通所給付費の額に係る通知等)

第31条 指定児童発達支援事業者は、法定代理受領により指定児童発達支援に係る障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受けた場合は、通所給付決定保護者に対し、当該通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の額を通知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、第29条第2項の法定代理受領を行わない指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けた場合は、その提供した指定児童発達支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第32条 指定児童発達支援事業者は、児童発達支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、当該障害児の支援を適切に行うとともに、指定児童発達支援の提供が画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 指定児童発達支援事業所の従業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、通所給付決定保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、提供する指定児童発達支援の質の評価を行い、常に改善を図らなければならない。

6 指定児童発達支援事業者は、前項の規定により、提供する指定児童発達支援の質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自ら評価（以下この条において「自己評価」という。）を行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）を受けて、その改善を図らなければならない。

（１） 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

（２） 従業者の勤務体制及び資質の向上のための取組の状況

（３） 指定児童発達支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況

（４） 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

（５） 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

（６） 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

（７） 指定児童発達支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

7 指定児童発達支援事業者は、おおむね１年に１回以上、自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第３３条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第４項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第３４条 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならない。

(相談及び援助)

第35条 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(支援)

第36条 指定児童発達支援事業者は、障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって支援を行わなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行わなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性に応じ、当該障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に支援を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、常時1人以上の従業者を支援に従事させなければならない。
- 5 指定児童発達支援事業者は、障害児に対し、当該障害児に係る通所給付決定保護者の負担により、当該指定児童発達支援事業所の従業者以外の者による支援を受けさせてはならない。

(食事)

第37条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、障害児に食事を提供するに当たっては、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業所は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮して食事を提供しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業所は、あらかじめ作成された献立に従って食事を提供するための調理を行わなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業所は、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の

育成に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第38条 指定児童発達支援事業者は、教養娯楽設備等を備えるほか、必要に応じ、障害児のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

(健康管理)

第39条 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、通所する障害児に対し、通所開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条第1項又は第13条第1項の健康診査をいう。以下同じ。）（以下「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、当該指定児童発達支援事業者は、当該健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における障害児の通所開始前の健康診断	通所する障害児に対する障害児の通所開始時の健康診断
障害児が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 指定児童発達支援事業者は、従業者の健康診断に当たっては、綿密な注意を払

わなければならない。

(緊急時等の対応)

第40条 指定児童発達支援事業所の従業者は、現に指定児童発達支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(通所給付決定保護者に関する区市町村への通知)

第41条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を受けている障害児に係る通所給付決定保護者が偽りその他不正の行為によって障害児通所給付費若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しなければならない。

(定員の遵守)

第42条 指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第43条 指定児童発達支援事業者は、障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

(協力医療機関)

第44条 指定児童発達支援事業者（治療を行うものを除く。）は、障害児の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定児童発達支援事業者との間で、障害児が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。以下同じ。）を定めなければならない。

(掲示)

第45条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体的拘束等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、当該障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（以下この条において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに理由その他必要な事項を記録しなければならない。
- 3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

(虐待等の禁止)

第47条 指定児童発達支援事業所の従業員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生及びその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(児童対象性暴力等の防止)

第48条 指定児童発達支援事業者は、法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に障害児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（障害児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉

鎖性のある環境の下で当該障害児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認
(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講
じなければならない。

(秘密保持等)

第49条 管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者は、正当な理由がなく、そ
の業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、管理者及び指定児童発達支援事業所の従業者であ
った者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た障害児又はその家族の秘密を
漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、指定障害児入所施設等、障害者総合支援法第29
条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供
する者等に対し、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ
文書により当該障害児又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児が、適切かつ円滑に指定児童発達支
援を利用できるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容につ
いて情報の提供を行わなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業者について広告をする
場合は、その内容が虚偽又は誇大なものでないようにならなければならない。

(利益供与等の禁止)

第51条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者若しくは障害者総合
支援法第5条第19項に規定する一般相談支援事業者若しくは特定相談支援事業を
行う者(次項において「障害児相談支援事業者等」という。)、障害福祉サービ
スを行う者等又はそれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定
児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を
供与してはならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行
う者等又はそれらの従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償とし
て、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第52条 指定児童発達支援事業者は、障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により都道府県知事又は区市町村長（以下この条において「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力するとともに、当該都道府県知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 前項の場合において、指定児童発達支援事業者は、都道府県知事等からの求めがあったときは、当該改善の内容を報告しなければならない。

5 指定児童発達支援事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんに協力するよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第53条 指定児童発達支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである指定児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行う者に限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関

する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第54条 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに杉並区、障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、記録しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

（非常災害対策）

第55条 指定児童発達支援事業者は、消火設備その他の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡の体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めなければならない。

（安全計画の策定等）

第56条 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに

に、前項の研修及び訓練を定期的に行わなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第57条 指定児童発達支援事業者は、障害児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障害児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障害児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて障害児の所在の確認（障害児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(会計の区分)

第58条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに経理を区分するとともに、指定児童発達支援の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第59条 指定児童発達支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、障害児に対する指定児童発達支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該記録に係る事象の完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 児童発達支援計画

- (2) 第27条第1項に規定する提供した指定児童発達支援に係る記録
- (3) 第41条の規定による区市町村への通知に係る記録
- (4) 第46条第2項に規定する身体的拘束等の記録
- (5) 第52条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第54条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

第5節 共生型児童発達支援に関する基準

(共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準)

第60条 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（都指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準)

第61条 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第111号。以下「都指定居宅サービス等基準条例」という。）第99条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（杉並区指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第4号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

(共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第62条 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（杉並区指定地域密着型

介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成25年杉並区条例第5号）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）は、当該事業について規則で定める基準を満たさなければならない。

（準用）

第63条 第5条、第8条、第9条及び前節（第17条を除く。）の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第6節 基準該当児童発達支援に関する基準

（従業者の配置の基準）

第64条 児童発達支援に係る基準該当通所支援（以下「基準該当児童発達支援」という。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「基準該当児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 児童指導員又は保育士 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当児童発達支援の単位は、基準該当児童発達支援であって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する従業者については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

（設備及び備品等）

第65条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第66条 基準該当児童発達支援事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第67条 第5条、第8条及び第4節（第17条、第29条第1項、第30条、第31条第1項、第37条、第39条、第48条及び第53条第2項を除く。）の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第68条 規則で定める要件を満たす指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護（都指定障害福祉サービス等基準条例第77条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所（都指定障害福祉サービス等基準条例第78条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（前条（第29条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第69条 規則で定める要件を満たす指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難

な障害児に対して指定通所介護（都指定居宅サービス等基準条例第98条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合は、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所（都指定居宅サービス等基準条例第99条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第67条（第29条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）

第70条 規則で定める要件を満たす指定小規模多機能型居宅介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援の提供を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第81条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準条例第190条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項第1号ア又は第191条第1項第1号アに規定する通いサービスをいう。以下同じ。）を提供する場合は、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第82条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第191条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第67条（第29条第2項から第5項までの規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能

型居宅介護事業所等については、適用しない。

第3章 放課後等デイサービス

第1節 基本方針

第71条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第72条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者（以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 児童指導員又は保育士 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むために必要な機能訓練を行う場合は機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合は看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

（1） 医療機関等との連携により、看護職員を当該指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
- 3 前項の規定により、機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むために必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
 - (1) 嘱託医 1人以上
 - (2) 看護職員 1人以上
 - (3) 児童指導員又は保育士 1人以上
 - (4) 機能訓練担当職員 1人以上
 - (5) 児童発達支援管理責任者 1人以上
- 5 第1項第1号及び前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第1号の児童指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなけ

ればならない。

- 8 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち、1人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第73条 第8条及び第9条の規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第74条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室並びに指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項に規定する発達支援室には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。
- 3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第75条 指定放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(通所利用者負担額の受領)

第76条 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行う指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定放課後等デイサービス事業者は、法定代理受領を行わない指定放課後等デイサービスを提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定放課後等デイサービスに係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定放課後等デイサービス事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、指定放課後等デイサービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、当該通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの

の額の支払を当該通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定放課後等デイサービス事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定放課後等デイサービス事業者は、第3項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

(準用)

第77条 第12条から第16条まで、第18条から第28条まで、第30条から第36条まで、第38条、第40条から第52条まで、第53条第1項及び第54条から第59条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第28条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第76条第1項」と、第31条第2項中「第29条第2項」とあるのは「第76条第2項」と、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは「定員」と読み替えるものとする。

第5節 共生型放課後等デイサービスに関する基準

(準用)

第78条 第8条、第9条、第12条から第16条まで、第18条から第28条まで、第30条から第36条まで、第38条、第40条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第62条まで、第71条及び第76条の規定は、共生型放課後等デイサービス（放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。）の事業について準用する。この場合において、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第6節 基準該当放課後等デイサービスに関する基準

(従業者の配置の基準)

第79条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援（以下「基準該当放課後

等デイサービス」という。)の事業を行う者が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員又は保育士 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア 障害児の数が10人までのもの 2人

イ 障害児の数が10人を超えるもの 2人に、障害児の数が10人を超えて5人又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数

(2) 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の基準該当放課後等デイサービスの単位は、基準該当放課後等デイサービスであって、その提供が同時に1人又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。

(設備及び備品等)

第80条 基準該当放課後等デイサービス事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 前項に規定する発達支援を行う場所には、支援に必要な機械器具等を備えなければならない。

3 第1項に規定する設備及び備品等は、専ら当該基準該当放課後等デイサービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用定員)

第81条 基準該当放課後等デイサービス事業所の利用定員は、規則で定める。

(準用)

第82条 第8条、第12条から第16条まで、第18条から第28条まで、第31条第2項、第32条から第36条まで、第38条、第40条から第47条まで、第49条から第52条まで、第53条第1項、第54条から第59条まで、第6

8条から第71条まで及び第76条（第1項を除く。）の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第42条中「定員（第11条第3項に規定する規則で定める基準として定められる発達支援室の定員をいう。）」とあるのは、「定員」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第83条 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援（以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。）の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第84条 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

（1） 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数以上

（2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第1号の訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）として配置された日以後、障害児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、生活能力の向上のために必要な支援その他の支援（以下この項において「支援」という。）を行い、並びに当該障害児の支援を行う者に対して支援に関する指導を

行う業務その他職業訓練若しくは職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

- 3 第1項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

(準用)

第85条 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

この場合において、同条第2項ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第84条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第86条 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

- 2 前項に規定する設備及び備品等は、専ら当該指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第4節 運営に関する基準

(身分を証する書類の携行)

第87条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所の従業者に身分を証する書類を携行させ、居宅への初回訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第88条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行う指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供した際は、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児

童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

- 3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項に定める場合において通所給付決定保護者から支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。次条第5号において同じ。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供した場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。
- 4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項に規定する額の支払を受けた場合は、当該額に係る領収証を当該額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費の額については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該交通費の額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第89条 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- （1） 事業の目的及び運営の方針
- （2） 従業者の職種、員数及び職務の内容
- （3） 営業日及び営業時間
- （4） 指定居宅訪問型児童発達支援の内容並びに通所給付決定保護者から受領する費用の種類及びその額
- （5） 通常の事業の実施地域
- （6） 指定居宅訪問型児童発達支援の利用に当たっての留意事項
- （7） 緊急時等における対応方法
- （8） 虐待の防止のための措置に関する事項
- （9） その他事業の運営に関する重要事項

（準用）

第90条 第12条、第13条、第15条、第16条、第18条から第28条まで、

第30条、第31条、第32条（第6項及び第7項を除く。）、第33条、第35条、第36条、第38条、第40条、第41条、第43条から第52条まで、第53条第1項、第54条、第56条、第57条第1項、第58条及び第59条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第4項中「領域との関連性並びに障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の観点」とあるのは「領域との関連性」と、第28条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第88条第1項」と、第31条第2項中「第29条第2項」とあるのは「第88条第2項」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替えるものとする。

第5章 保育所等訪問支援

第1節 基本方針

第91条 保育所等訪問支援に係る指定通所支援（以下「指定保育所等訪問支援」という。）の事業は、障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の配置の基準）

第92条 指定保育所等訪問支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- （1） 訪問支援員 事業規模に応じて訪問支援を行うために必要な数以上
- （2） 児童発達支援管理責任者 1人以上

2 前項第2号の児童発達支援管理責任者のうち1人以上は、専ら当該指定保育所等訪問支援事業所の職務に従事する者でなければならない。

（準用）

第93条 第8条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、同条第2項ただし書中「ただし」とあるのは、「ただし、第92条第1項第1号の訪問支援員及び同項第2号の児童発達支援管理責任者を併せて

兼ねる場合を除き」と読み替えるものとする。

第3節 設備に関する基準

(準用)

第94条 第86条の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

(準用)

第95条 第12条、第13条、第15条、第16条、第18条から第28条まで、第30条、第31条、第32条（第4項を除く。）、第34条から第36条まで、第38条、第40条、第41条、第43条、第45条から第52条まで、第53条第1項、第54条、第56条、第57条第1項、第58条、第59条及び第87条から第89条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第4項中「第32条第4項に規定する領域との関連性並びに障害児」とあるのは「障害児」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）の担当者等」と、第18条第1項中「運営規程」とあるのは「第95条において準用する第89条に規定する重要事項に関する運営規程」と、第28条第2項ただし書中「次条第1項」とあるのは「第95条において準用する第88条第1項」と、第31条第2項中「第29条第2項」とあるのは「第95条において準用する第88条第2項」と、第32条第6項中「を受けて」とあるのは「及び訪問先施設による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「その保護者」とあるのは「その保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に」とあるのは「保護者及び訪問先施設に」と、第45条第1項中「勤務体制、協力医療機関」とあるのは「勤務体制」と、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と、第87条中「居宅への」とあるのは「施設への」と読み替えるものとする。

第6章 多機能型事業所に関する特例

(従業者の配置の基準に関する特例)

第96条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項から第3項まで及び第5項、第7条（第4項、第5項及び第9項を除く。）、第72条第1項から第3項まで及び第5項、第84条第1項並びに第92条第1項の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「前2項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援」とあるのは「第3項の指定通所支援の単位は、指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第6項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第7項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第72条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「前2項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービス」とあるのは「第3項の指定通所支援の単位は、指定通所支援」と、第84条第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第92条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」とする。

- 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。）が当該多機能型事業所に置くべき常勤の従業者（児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。）については、第6

条第6項及び第72条第6項の規定にかかわらず、1人以上とすることができる。

(設備に関する特例)

第97条 多機能型事業所は、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、当該多機能型事業所において、その設備を、それぞれ兼用することができる。

(利用定員に関する特例)

第98条 多機能型事業所の利用定員は、規則で定める。

第7章 雑則

(電磁的記録等)

第99条 指定障害児通所支援事業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第19条第1項（第63条、第67条、第77条、第78条、第82条、第90条及び第95条において準用する場合を含む。）、第23条（第63条、第67条、第77条、第78条、第82条、第90条及び第95条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定障害児通所支援事業者は、交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(委任)

第100条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和８年１１月１日から施行する。ただし、第４８条、第６３条（第４８条を準用する部分に限る。）、第６７条（第４８条を除く部分に限る。）、第７７条（第４８条を準用する部分に限る。）、第７８条（第４８条を準用する部分に限る。）、第９０条（第４８条を準用する部分に限る。）及び第９５条（第４８条を準用する部分に限る。）の規定は、同年１２月２５日から施行する。。